

3 経営 第 230 号
令和 3 年 4 月 20 日

北海道農政部長 殿

(ほか46都道府県主務部長及び4農業共済組合連合会宛て同趣旨の通知を发出)

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

今後の気象状況（特に気温関連）に伴う農作物等の被害防止に向けた技術
指導の徹底及び農業保険の対応について

気象庁の1か月予報（4月15日発表）によると、

(1) 1週目（4月17日～23日）の気温は、北日本では高く、東日本では平年並か高い一方で、2週目（4月24日～30日）の気温は、北・東日本では平年並か低い見込み、

(2) また、沖縄・奄美では、1週目（4月17日～23日）の気温は、平年並か低い見込みであり、2週目（4月24日～30日）の気温は、低い見込み、

とのことであり、作物の軟弱徒長や病害虫の発生などに加え、凍霜害等による農作物への影響が懸念されるところです。

こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「今後の気象状況（特に気温関連）に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和3年4月20日付け3生産第254号及び3政統第256号農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長通知）が发出されました。

特に野菜、果樹及び茶については、一部地域において、令和3年4月10日頃より、霜害による被害が発生しています。貴職におかれましては、低温対策や凍霜害対策、高温対策といった上記技術指導の内容を、貴管内の農業共済組合等が、関係機関と連携しつつ組合員等に対し周知するよう指導をお願いします。

あわせて、被害が発生した際は、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう、貴管内の農業共済組合等に対し、指導をお願いします。

なお、このことに関連し、別添2のとおり、貴道県農業共済組合連合会宛て通知したので、御了知願います。